

第 部

總 論

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつことができるよう、地域での支え合いが重要であり、相互の連携が不可欠な状況にあります。

社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。また、社会全体では、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」¹への取組が求められており、地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

¹ 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。

2 計画の位置付け

本計画は、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

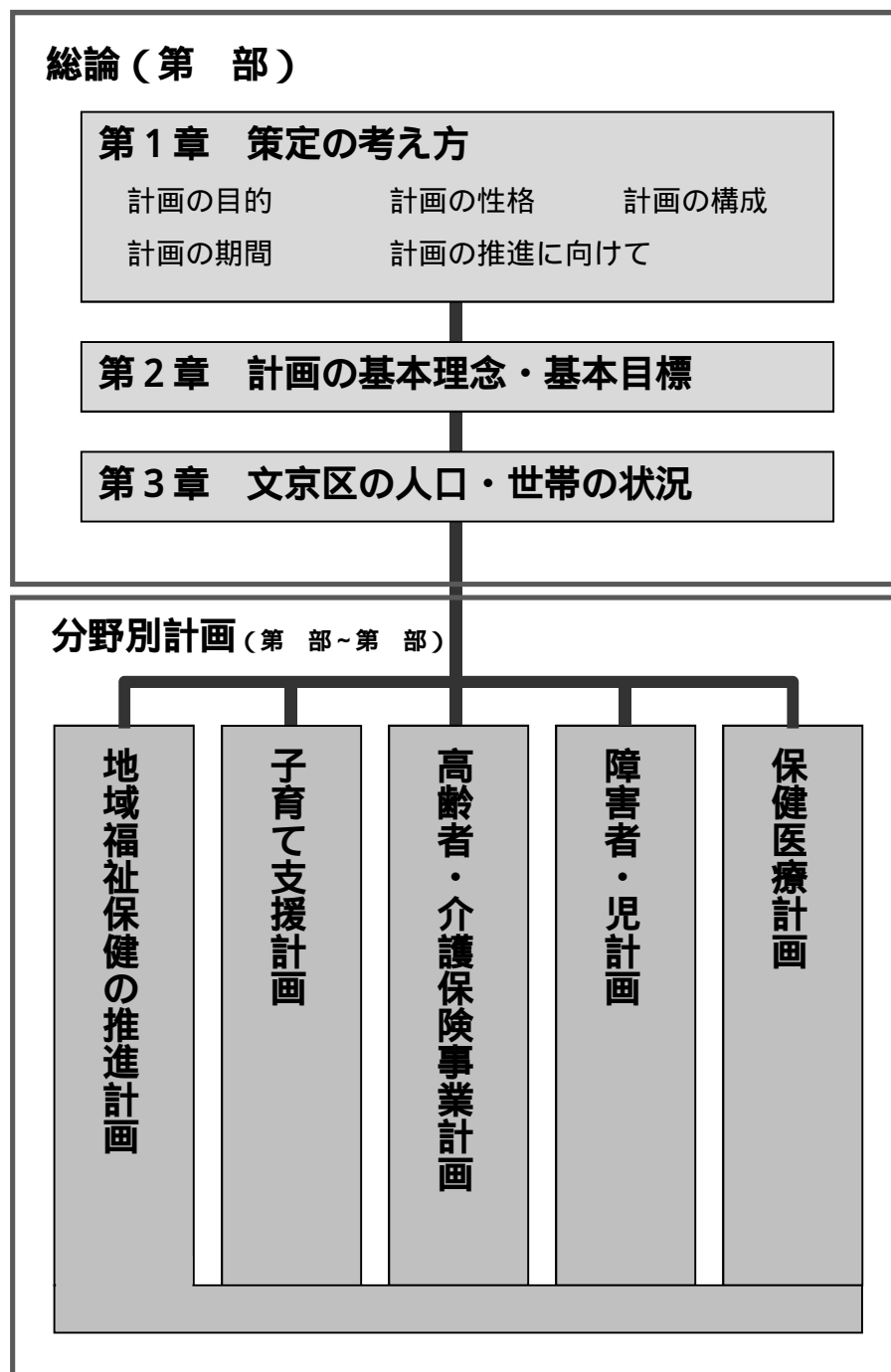
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法第 9 条第 2 項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定)と相互に連携しています。

3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第部）と、各論に当たる5つの分野別計画（第部～第部）で構成されています。


5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とします。

ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、令和2年度から令和6年度までの5か年、「保健医療計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
			 整合	「文の京」総合戦略						
				地域福祉保健計画						
				地域福祉保健の推進計画						
子育て支援計画										
				高齢者・介護保険事業計画						
				障害者・児計画						
				保健医療計画						

5 計画の推進に向けて

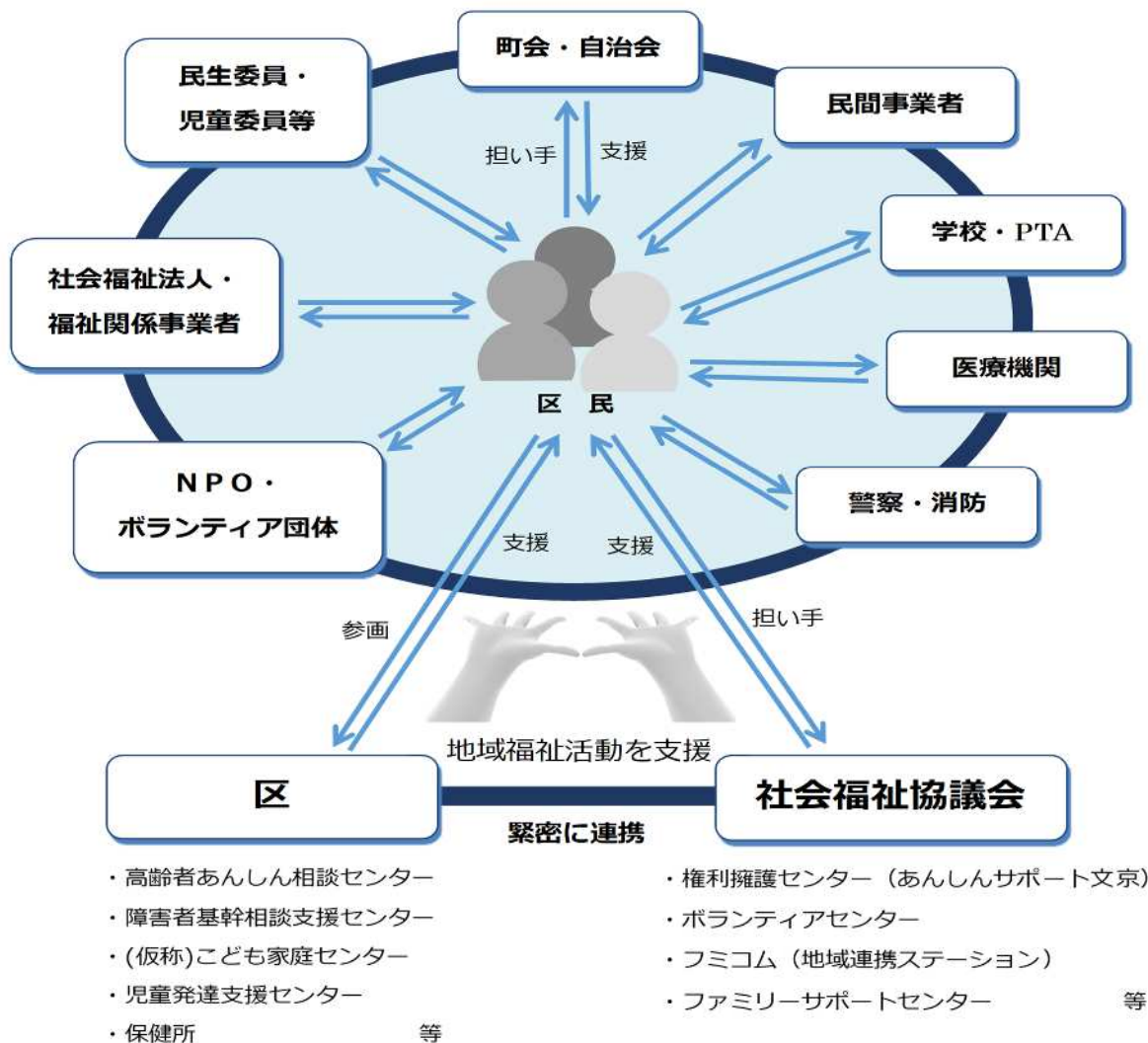
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通じた支え合いの仕組みづくり（ふれあいいいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通じた居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会²の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題³」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

² **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

³ **2040年問題** 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく

最終目標



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

令和6年度～令和8年度

文京区における地域包括ケアシステムの
更なる進化・発展のために
重層的支援体制整備事業を活用

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備する

現状

ダブルケア 孤独・孤立 ヤングケアラー 8050 ...
制度の狭間 従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み

高齢福祉

障害福祉

児童福祉

生活困窮

「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を普遍化してきた

文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ⁴等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業	
属性を問わない相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	→	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	→	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	→	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	→	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用		
地域づくりに向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	→	地域づくり事業

実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

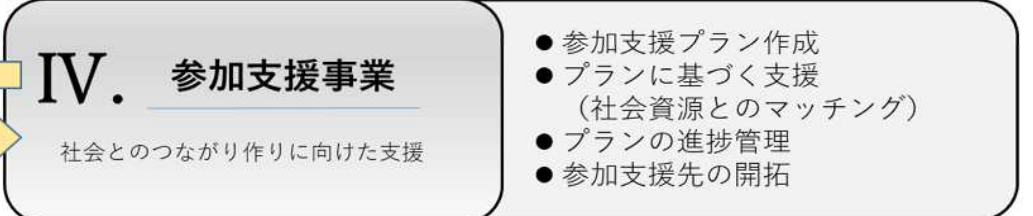
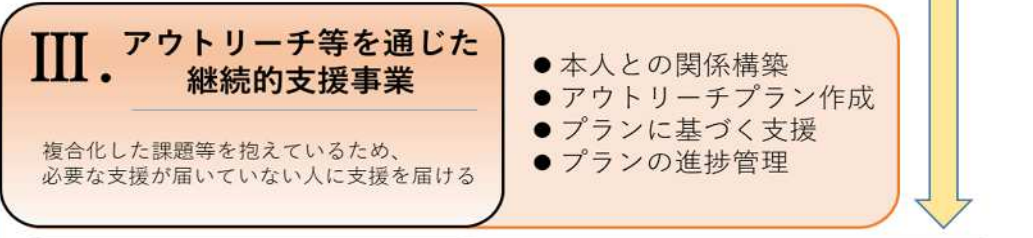
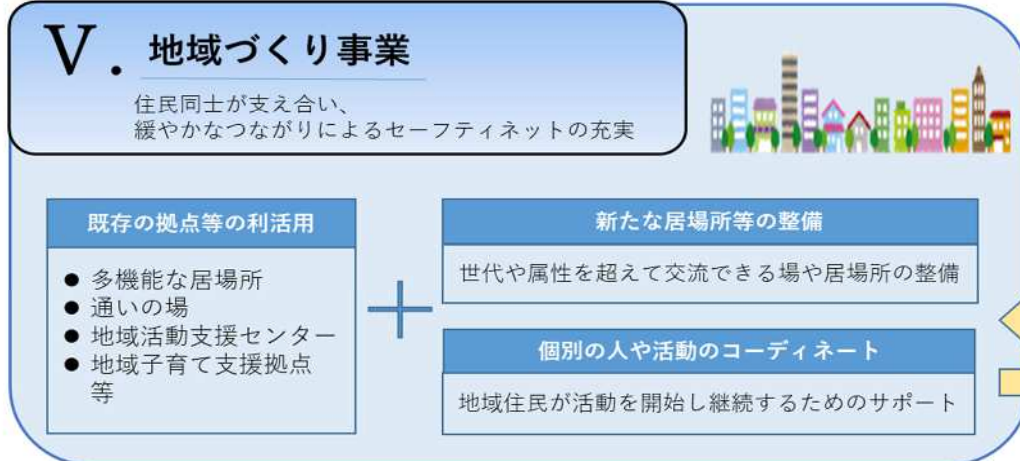
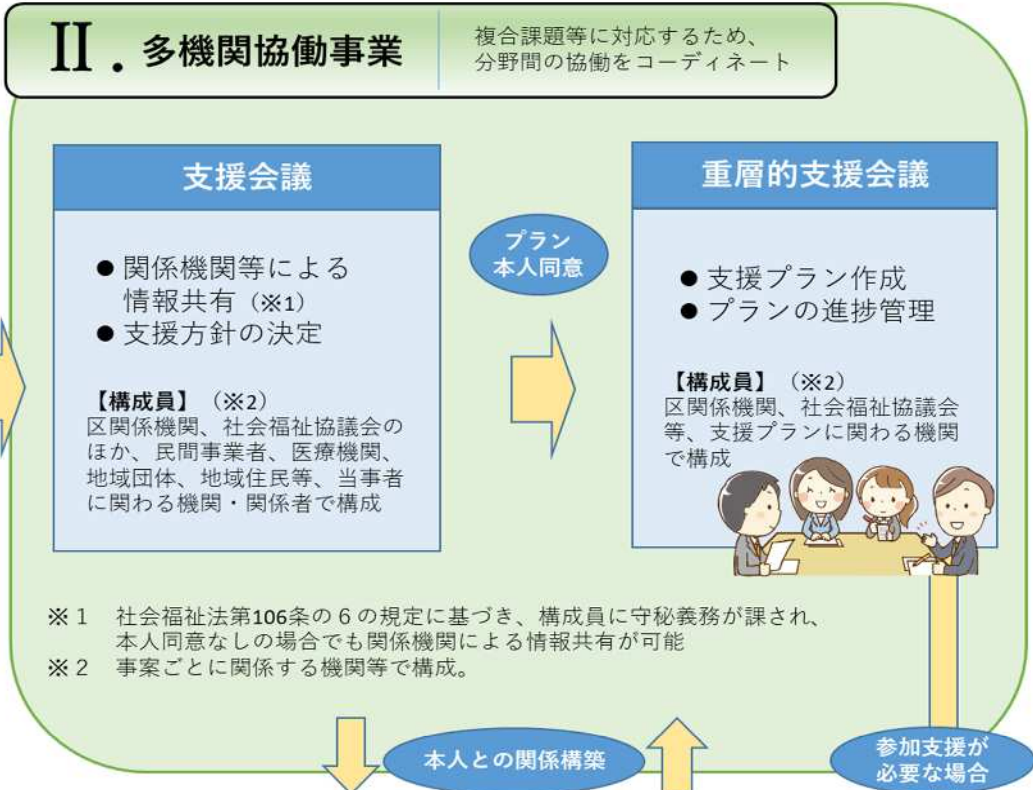
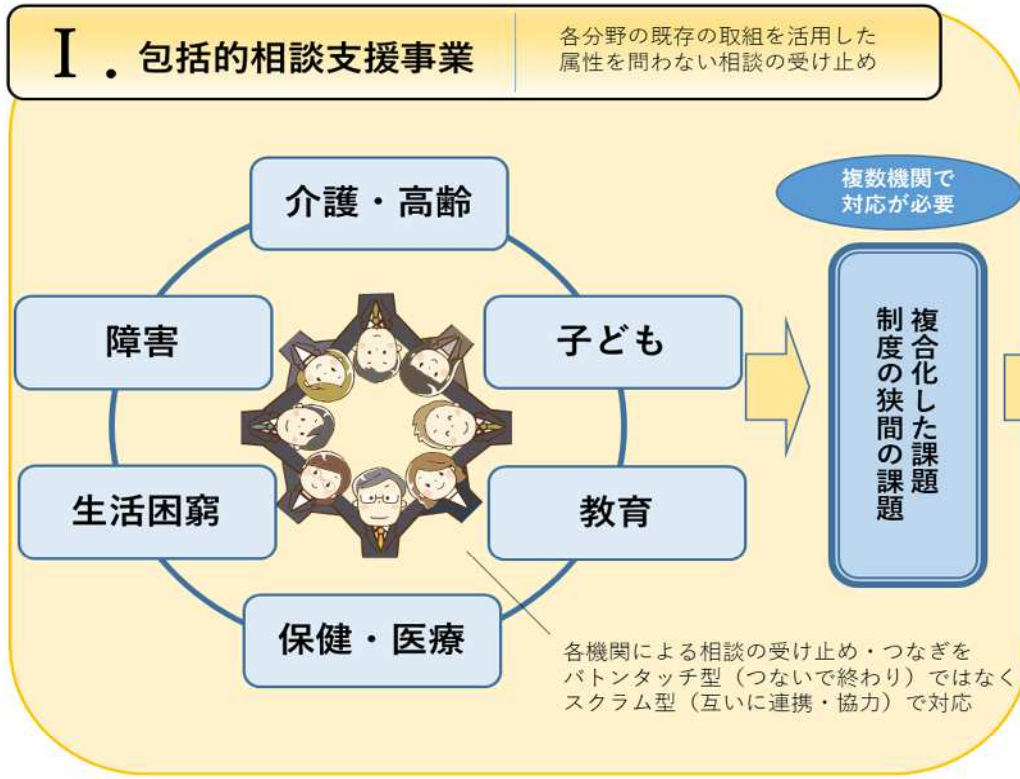
高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

⁴ **アウトリーチ** 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること

文京区重層的支援体制整備事業

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】
制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会



(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章 計画の基本理念・基本目標

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁵やソーシャルインクルージョン⁶の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁷を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁵ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁶ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁷ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

第3章

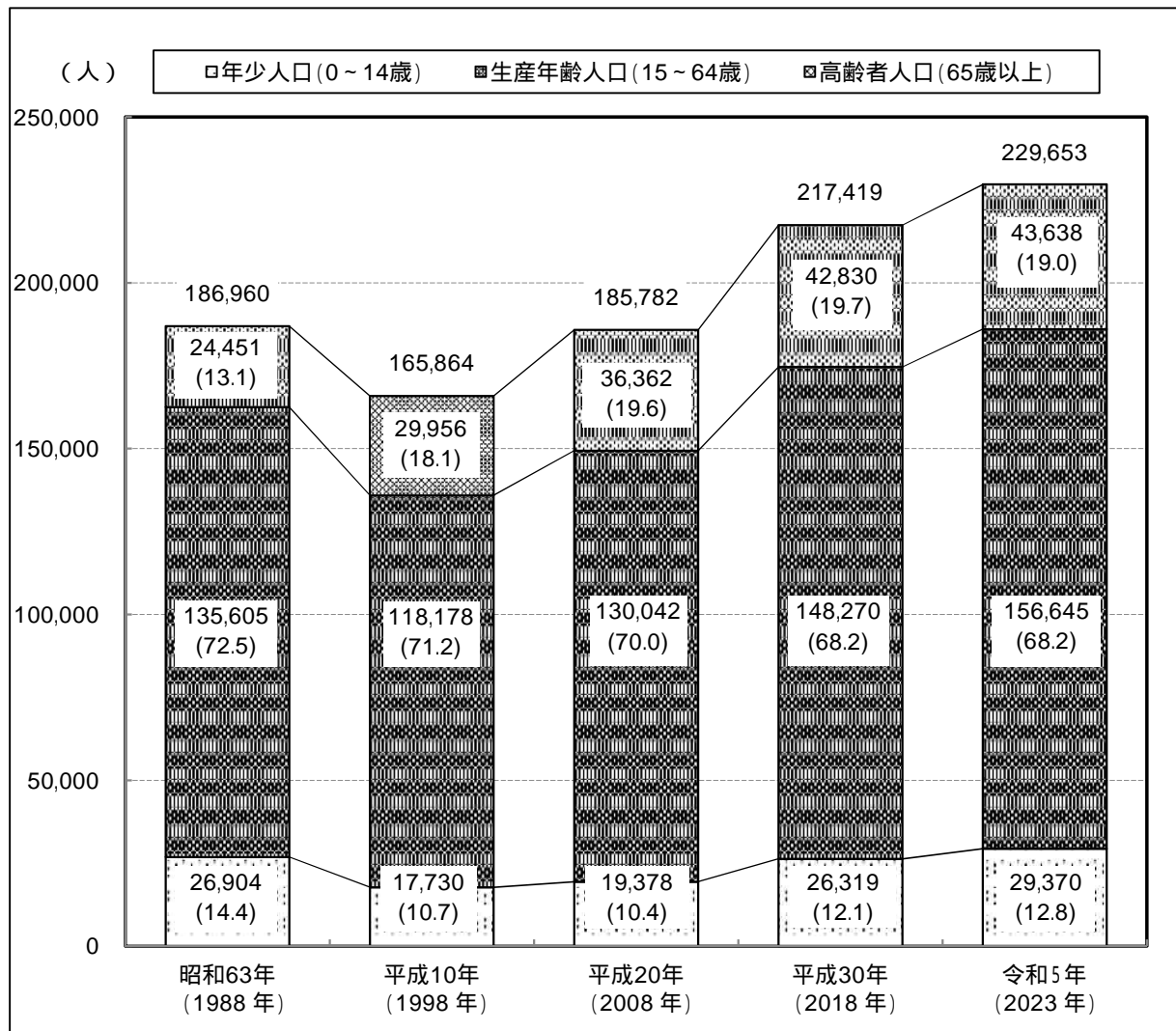
文京区の人口・世帯の状況

1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和38年の253,336人をピークに、平成10年には165,864人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、令和5年1月1日現在229,653人となっています。

年齢3区分別の人口は、令和5年1月1日現在、年少人口(0~14歳)29,370人(構成比12.8%)、生産年齢人口(15~64歳)156,645人(同68.2%)、高齢者人口(65歳以上)43,638人(同19.0%)であり、近年は、年少人口が大きく増加しています。

人口の推移



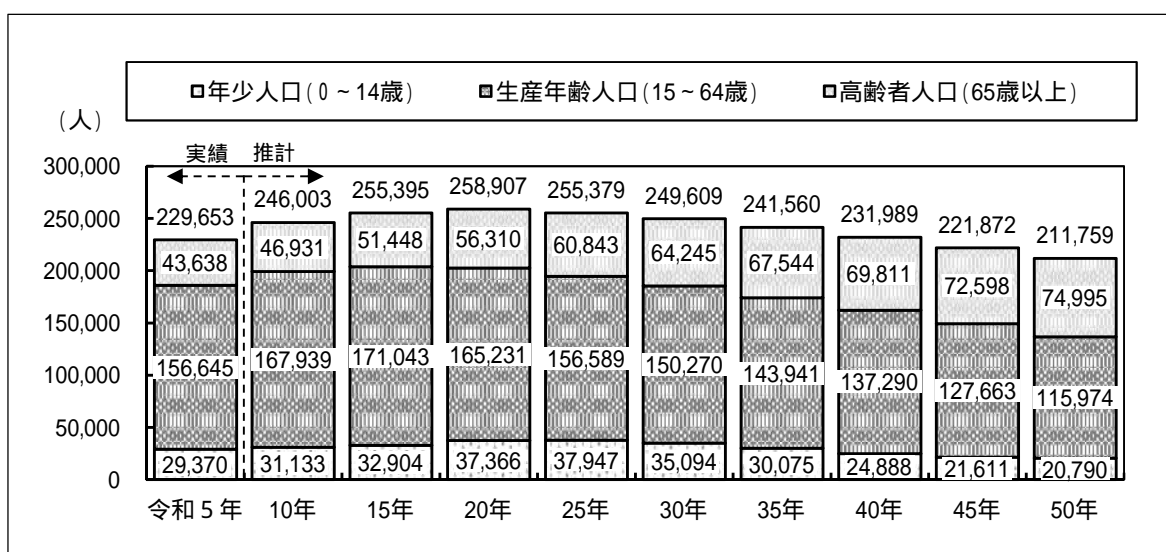
資料：文京の統計（各年1月1日現在）

2 将来の人口推計

本区の人口は、今後、約15年間増加を続け、令和20年(2038年)には258,907人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口は令和25年(2043年)生産年齢人口は令和15年(2033年)をピークに以降は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は引き続き増加傾向となり、令和45年(2063年)には約3人に1人が高齢者になると見込まれます。

将来の人口推計

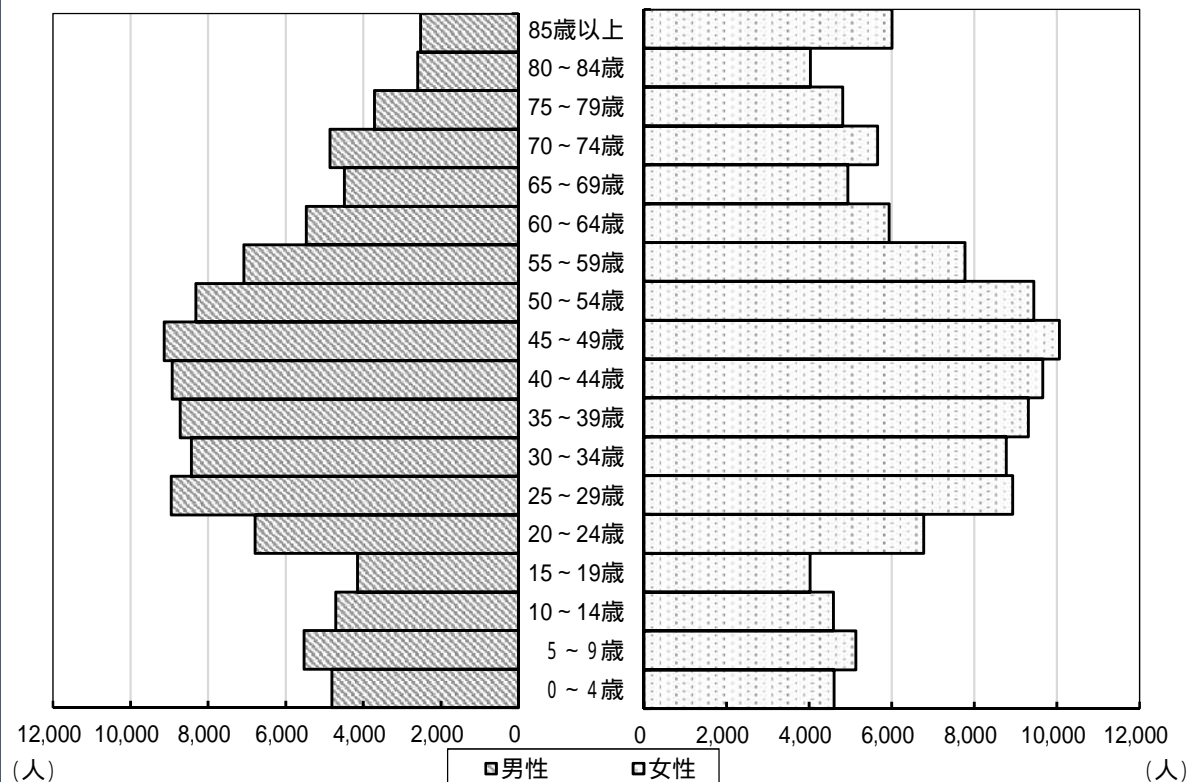


		実績	推計								
		令和5年(2023)	令和10年(2028)	令和15年(2033)	令和20年(2038)	令和25年(2043)	令和30年(2048)	令和35年(2053)	令和40年(2058)	令和45年(2063)	令和50年(2068)
実績(人)	総数	229,653	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759
	高齢者人口	43,638	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995
	生産年齢人口	156,645	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974
	年少人口	29,370	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790
比率	高齢者人口	19.0%	19.1%	20.1%	21.7%	23.8%	25.7%	28.0%	30.1%	32.7%	35.4%
	生産年齢人口	68.2%	68.3%	67.0%	63.8%	61.3%	60.2%	59.6%	59.2%	57.5%	54.8%
	年少人口	12.8%	12.7%	12.9%	14.4%	14.9%	14.1%	12.5%	10.7%	9.7%	9.8%

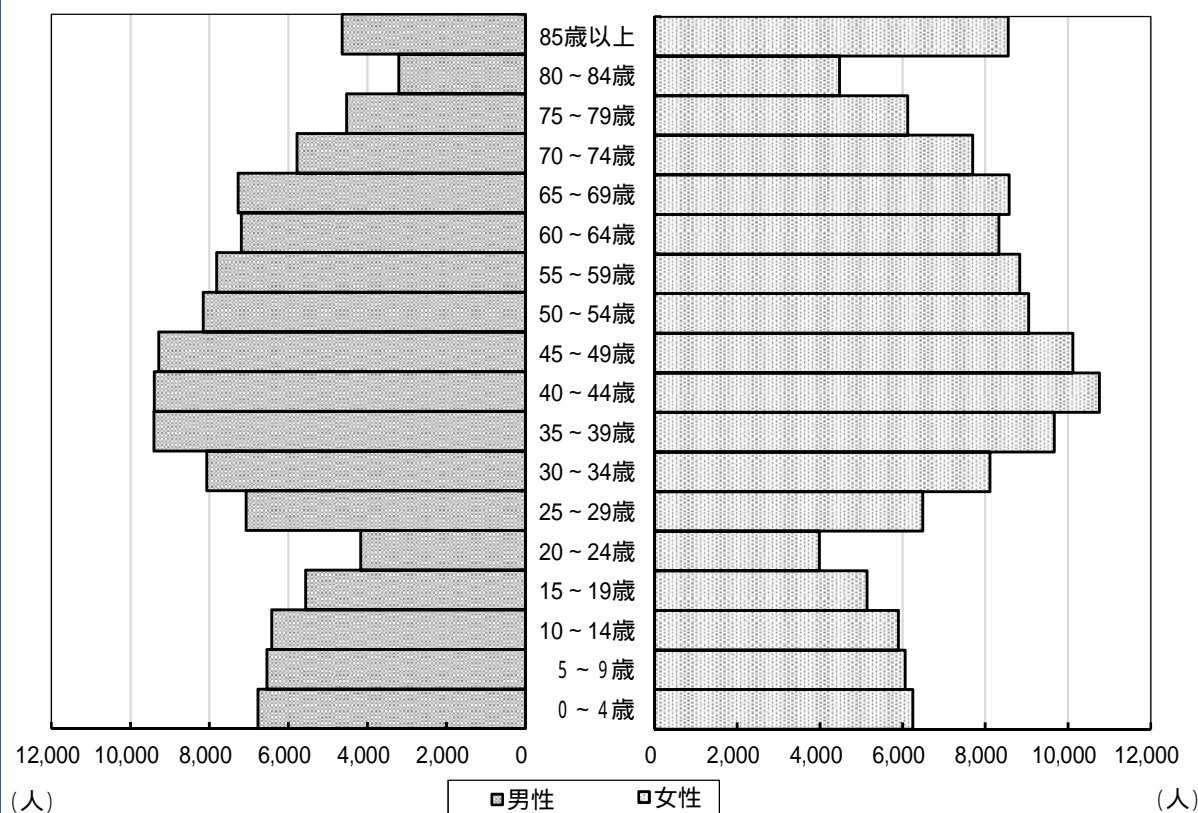
資料：【令和5年】住民基本台帳(1月1日現在)

【令和10年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出

人口ピラミッド【令和5年(2023年)】



人口ピラミッド【令和25年(2043年)】



資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

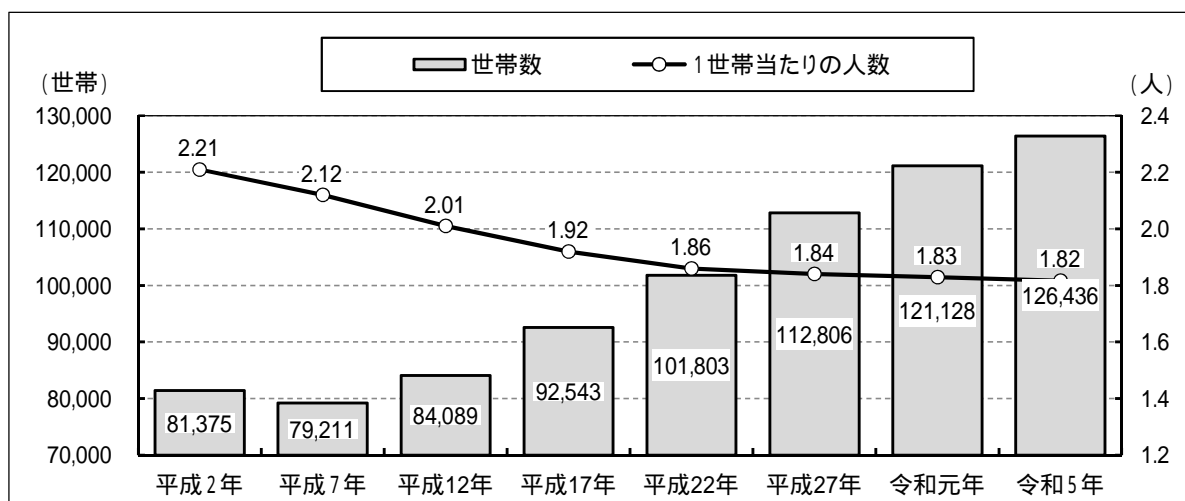
【令和25年】【令和10年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出

3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和5年1月1日現在126,436世帯まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、令和5年には1.82人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）